明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境三）　一

〔告　示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇八）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三〇九）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一〇）　三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二三三）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産八五六）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同八五七）　七
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境七）　八

〔国会事項〕
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境七）　八

〔人事異動〕
内閣　人事院　法務省　最高裁判所　八

〔皇室事項〕
諸事項　八

〔資　料〕
令和五年五月中国際収支状況（速報）及び令和五年一～三月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　九

〔公　告〕
諸事項　九
官庁
有権者申出方関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三〇

省令

経済産業省・環境省令第三号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月十九日

経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都千代田区鍛冶町二丁目二番一号」を「東京都千代田区内幸町一丁目三番一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。